

# 電子証明書を使って確定申告

電子証明書は、お持ちですか？

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、直接電子申告ができるようになりました。

個人の方が電子申告をする場合は、「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」を利用することになります。電子証明書を利用して確定申告期限内に電子申告した場合、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成19年分が平成20年分のいずれか1回）できるようになります。なお、確定申告時期が近づき、多数の方から申請があると発行までに時間がかかる場合がありますので、**住民基本台帳カード（住基カード）と電子証明書の取得はお早め**にお願いします。



## 電子証明書とは？

オンライン手続きで本人確認をするため、住基カード内に保存される情報です。電子証明書をを用いることにより他人による「なりすまし」や「データの改ざん」を防ぎ、オンライン手続きを安全に行うことができます。地方公共団体による「公的個人認証サービス」で発行され、その情報は住基カード内に保存されます。この住基カードとICカードリーダライタを使うことでe-Taxでの申告が可能になります。

詳しい情報は、次のホームページをご覧ください。

**住基カード** <http://juki-card.com/>

**電子証明書（公的個人認証サービス）** <http://www.jpki.go.jp/>

**ICカードリーダライタ** <http://www.jpki-rw.jp/>

**e-Tax（国税電子申告・納税システム）** <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

## 住基カード、電子証明書の取得方法

### STEP1 住基カードを取得しましょう！

窓口で申請書等を提出して住基カードを取得します。カードは、「顔写真付き」と「顔写真なし」の2種類から選ぶことができます。通常は発行に1週間程要します。（住基カード取得には身分証明書と500円が必要になります。また、顔写真付きのカード取得には顔写真が必要になります。）

### STEP2 電子証明書を取得しましょう！

窓口で申請書と住基カードを提出して電子証明書を取得します。（電子証明書取得には身分証明書と500円が必要になります。）

問北勢庁舎 市民課 T 72-3513 F 72-3334 / 問桑名税務署 T 22-5121

\\ 1月9日までに提出を! //

# 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

地域の農業者を代表する「農業委員」は、毎年作成される「農業委員会委員選挙人名簿」に記載されている農家の方々による選挙で選ばれます。

農家の方々から自治会長さんをとおして農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を各庁舎総合窓口へ提出していただき、農業委員会で審査します。

申請書の配布は12月中旬を予定していますが、市外で農地を所有し農業経営を行っている方や、平成20年になってから相続などで新たに農地を所有された方などには、登載申請書が配布されない場合があります。登載申請書がお手元に届かない場合は、農業委員会事務局へお申し出ください。資格がある方でも、選挙人名簿に記載されていない場合は投票することができませんので、申請忘れないようお願いします。

**名簿に記載される方の資格** 市内に住所がある方で、年齢が満20歳以上（平成元年4月1日以前生まれ）の方のうち、次の①または②のいずれかを満たす方。

①...10アール（1,000m<sup>2</sup>）以上の農地を耕作する農業経営者

②...①の同居の親族または、その配偶者で年間60日以上農業に従事されている方

**提出締切日** 平成21年1月9日（金）

問藤原庁舎 農業委員会事務局 T 46-6312 F 46-6319 / 問員弁庁舎 選挙管理委員会事務局 T 74-5801 F 74-5800

